

## 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令案（仮称）【新設】の概要

### 1. 「特定証券情報」

#### (1) 「特定証券情報」の内容

##### ① 「特定証券情報」の具体的内容は、

- イ 特定上場有価証券又は特定取引所金融商品市場に上場しようとする有価証券については、上場し、又は上場しようとする金融商品取引所の定める規則
  - ロ 特定店頭売買有価証券又は認可金融商品取引業協会に登録しようとする有価証券については、登録し、又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則
  - ハ その他の有価証券 金融庁長官が指定する規則
- において定めるものとする（第2条第1項）。

##### ② 「特定証券情報」には、次の事項に関する情報を含むものとする（第2条第2項）。

- イ 当該情報が特定証券情報である旨
- ロ 当該有価証券に関する事項
- ハ 当該有価証券以外の発行済有価証券に関する事項（特定有価証券の場合は、ファンド、管理資産等の運用資産等の内容及び運用に関する事項）
- ニ 発行者の事業及び経理に関する事項（特定有価証券の場合は、運用資産等の運用を行う者に関する事項）

#### (2) 「特定証券情報」の提供・公表の方法等

「特定証券情報」の提供・公表方法、参照方式による「特定証券情報」の提供・公表方法、「訂正特定証券情報」（(4)参照）の提供・公表方法及び「特定証券情報」に虚偽があった場合における公表措置の方法については、上記(1)①に定める規則によることとする（第3条、第4条第2項、第5条第2項、第11条）。

#### (3) 参照方式による「特定証券情報」の提供・公表

- ① 参照方式により特定証券情報の提供・公表を行うための要件として、1年間継続して「発行者情報」を公表していることとする（第4条第1項）。
- ② 参照方式による「特定証券情報」は、発行者に関する情報（(1)の②のc・dの情報）を省略することができることとする（第4条第3項）。

#### (4) 「特定証券情報」の訂正を要する期間及び「特定証券情報」の公表期間の特例

「特定証券情報」の訂正を要する期間及び「特定証券情報」を公表しなければならない期間<sup>(注1)</sup>の特例として、当該「特定証券情報」に係る有価証券が次に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合ごとに定める期間とする（第5条第1項、第6条）。

- ① 当該有価証券が有価証券報告書の提出義務のある有価証券に該当することとなった場合  
当該「特定証券情報」の提供・公表日から有価証券報告書等を初めて提出する日までの期間
- ② 当該有価証券又は当該発行者の他の有価証券につき開示が行われている場合 当該「特定証

- 券情報」の提供・公表日から開示が行われている場合に該当することとなった日までの期間
- ③ 当該有価証券が消却、償還等により存しないこととなった場合 当該「特定証券情報」の提供・公表日から存しないこととなった日までの期間

(注1)「特定証券情報」の訂正を要する期間及び「特定証券情報」を公表すべき期間は、原則、当該「特定証券情報」の提供・公表日から1年を経過する日までの間である(改正後の金融商品取引法第27条の3第4項・第5項)。

## 2. 「発行者情報」

### (1) 「発行者情報」の内容

- ① 「発行者情報」の具体的内容は、上記1の(1)①に定める規則において定めるものとする(第7条第2項)。
- ② 「発行者情報」には、次の事項に関する情報を含むものとする(第7条第3項)。
- イ 当該情報が発行者情報である旨
  - ロ 「発行者情報」に係る有価証券以外の発行済有価証券に関する事項(特定有価証券の場合は、ファンド、管理資産等の運用資産等の内容及び運用に関する事項)
  - ハ 発行者の事業及び経理に関する事項(特定有価証券の場合は、運用資産等の運用を行う者に関する事項)

### (2) 「発行者情報」の提供・公表の方法等

「発行者情報」の提供・公表方法、「訂正発行者情報」の提供・公表方法及び「発行者情報」等に虚偽があった場合における公表措置の方法については、上記1の(1)①に定める規則によることとする(第7条第1項、第8条第2項、第9条、第11条)。

### (3) 「発行者情報」の提供・公表を要しない場合

- ① 「特定投資家向け有価証券」の発行者は、次のいずれかの場合に該当するときは、「発行者情報」の提供・公表を要しないこととする(第7条第5項)。
- イ 当該有価証券又は当該発行者の他の有価証券につき開示が行われている場合
  - ロ 当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当しない旨の金融庁長官の承認を得たものである場合
  - ハ 発行者が清算中又は事業を休止している者に該当すると金融庁長官が認めた場合
- ② 新たに「特定投資家向け有価証券」に該当することとなった有価証券の発行者は、次のいずれかの場合に該当するときは、「発行者情報」の提供・公表を要しないこととする(第8条第1項)。
- イ 当該有価証券又は当該発行者の他の有価証券につき開示が行われている場合
  - ロ 当該有価証券について特定証券情報の提供又は公表がなされており、直前事業年度に係る事業及び経理に関する事項が表示されている場合

### (4) 「発行者情報」の公表期間の特例

「発行者情報」(公表した「訂正発行者情報」を含む。)を継続して公表しなければならない期

間<sup>(注2)</sup>の特例として、次に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合ごとに定める期間公表しなければならないこととする(第10条)。

- ① 当該有価証券が有価証券報告書の提出義務のある有価証券に該当することとなった場合  
当該「発行者情報」の公表日から有価証券報告書等を初めて提出する日までの期間
- ② 当該有価証券又は当該発行者の他の有価証券につき開示が行われている場合 当該「発行者情報」の公表日から開示が行われている場合に該当することとなった日までの期間
- ③ 当該有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の金融庁長官の承認を受け、当該有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当しなくなった場合 当該「発行者情報」の公表日から該当しなくなった日までの期間
- ④ 発行者が清算中又は事業を休止しており、「発行者情報」の公表をしないことについて金融庁長官の承認を得た場合 当該「発行者情報」の公表日から当該承認を得た日までの期間
- ⑤ 当該有価証券が消却、償還等により存しないこととなった場合 当該「発行者情報」の公表日から存しないこととなった日までの期間

(注2)「発行者情報」を公表すべき期間は、原則、当該「発行者情報」の公表日から当該「発行者情報」に係る事業年度の次の事業年度に係る発行者情報の提供・公表日までの間である(改正後の金融商品取引法第27条の3第4項)。